別記様式（第２条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 決　裁 | 課 長 | 館　長 | 係　長 | 係 |
|  |  |  |  |

　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

坂祝町社会体育施設使用許可申請書

　坂祝町長 様

団　体　名

責 任 者 名

町内

体協

支払

責任者住所

町外

電 話 番 号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用目的 |  | | |
| 使用場所 | １, 東　館　　体育館・会議室  ２, 西　館　　体育館・会議室  ３, スポーツドーム　　　Ａ　・　Ｂ  ４, 総合テニスコート　　　Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ  ５, 総合運動場  ６, 多目的グラウンド  ７, 町民運動場 | 照 明 使 用 | 有　・　無 |
| 使用日時 | 令和　 　年　 　月　 　日 　　　時　 　分　から　　　時　 　 分 | | |
| 集合予定人員 | 使用人員　　　　　　　　　　人（一般観客　　　　　　人） | | |
| 付属備品 |  | | |
| その他 | １．運動場等では、係員の指示に従います。  ２．許可の取り消し、使用の停止を命ぜられた場合は直ちにこれに従  　　 い損害賠償の請求等一切の賠償行為は行いません。  ３．準備及び後始末は使用者の負担においてすみやかに行います。  ４．運動場等内では使用者の事故等には一切責任、損害賠償の請求行  　　 為は行いません。 | | |

　　　　　　　　　のとおり許可する。

　　　　　　　　　を却下する。　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 許可の条件 |  | 使用料 | 徴　収　・　減　免 |

（注意）　　屋外夜間照明使用の場合は、日没から午後９時３０分まで